

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果の得られた年月日及び測定の結果

(1号炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)			
	測定年月日	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R6/3/1 金										
3/2 土										
3/3 日										
3/4 月										
3/5 火										
3/6 水										
3/7 木										
3/8 金										
3/9 土										
3/10 日										
3/11 月										
3/12 火	886	851	867	185	183	184	54	7	29	
3/13 水	878	853	868	185	184	184	65	11	30	
3/14 木	887	856	869	185	184	184	61	7	28	
3/15 金										
3/16 土										
3/17 日										
3/18 月										
3/19 火	879	845	866	185	184	184	76	11	39	
3/20 水	872	847	861	185	182	184	80	6	38	
3/21 木	866	850	857	185	184	184	72	9	31	
3/22 金										
3/23 土										
3/24 日										
3/25 月										
3/26 火	890	846	869	185	184	185	57	11	25	
3/27 水	878	841	863	185	184	185	64	11	33	
3/28 木	875	830	862	185	183	184	81	21	44	
3/29 金										
3/30 土										
3/31 日										

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日 部分は休日 部分は保守点検等による操業停止

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果

(2号炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)			
	測定年月日	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R6/3/1 金										
3/2 土										
3/3 日										
3/4 月										
3/5 火	899	829	866	185	178	183	15	9	10	
3/6 水	914	877	890	185	183	185	12	9	10	
3/7 木	915	882	896	185	183	184	14	9	10	
3/8 金										
3/9 土										
3/10 日										
3/11 月										
3/12 火	920	881	893	185	184	185	14	9	11	
3/13 水	918	882	902	185	184	185	16	7	10	
3/14 木	923	891	905	185	184	185	15	9	10	
3/15 金										
3/16 土										
3/17 日										
3/18 月										
3/19 火	911	883	894	185	184	185	18	8	10	
3/20 水	909	872	893	185	174	184	18	8	11	
3/21 木	901	881	890	185	183	184	15	8	11	
3/22 金										
3/23 土										
3/24 日										
3/25 月										
3/26 火	926	882	898	185	184	185	12	9	10	
3/27 水	920	821	868	185	184	185	14	9	10	
3/28 木	913	881	894	185	184	185	23	8	11	
3/29 金										
3/30 土										
3/31 日										

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日 部分は操業停止 部分は保守点検等による操業停止